平成 19 年度 大規模駐留軍用地跡地等利用推進費 沖縄県知事公室基地対策課委託調査

駐留軍用地跡地の計画的な利用の枠組み検討調査 報告書 (概要版)

平成 20 年 3 月

共同企業体

玉野総合コンサルタント 株式会社 (代表企業) 日本工営 株式会社

目 次

序,	調査の目的 ····································	1
1 .	検討の背景と前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 .	主な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3 .	計画的な跡地利用手法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
4	跡地利用の問題点と検討の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
5 .	跡地の計画的な利用の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
参表	・ ・ リザーブ用地について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 4

序.調査の目的

本調査業務は、平成18年5月の日米安全保障協議委員会(2プラス2)において返還が合意された嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域(以下、「嘉手納より南の施設等」という。)について、その跡地利用を沖縄振興のために有効かつ適切に実現するために、将来ビジョンや計画の策定のみならず、長期的にその実現を可能にする、土地需要に応じた跡地の計画的な利用の仕組みが必要であるとの認識のもと、今後の県の施策方針の検討に資することを目的として以下の内容について実施するものである。

駐留軍用地跡地(以下、「跡地」という。)の計画的な利用の枠組みの必要性を整理する.

跡地の計画的な利用の手法を抽出してその概要を示した上で、効果、実現可能性、 リスク等を検証し、手法の比較評価を行う。

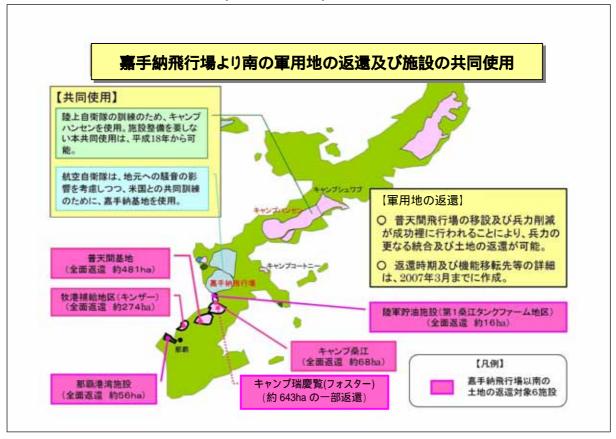
必要となる制度、組織の検討やその実現に向けた取組を含めて今後の課題を整理する。

1.検討の背景と前提

(1)膨大な返還予定区域

沖縄本島に存在する軍用地については、日米安全保障協議委員会(平成18年5月)において、嘉手納より南に存在する軍用地の一部を返還することが合意された。その対象は、普天間飛行場(481ha) 牧港補給地区(274ha) 那覇港湾施設(56ha) キャンプ瑞慶覧(643haの一部返還) キャンプ桑江(68ha)及び陸軍貯油施設(16ha)の6施設となっており、返還予定面積は約1,000~1,500haと非常に膨大な区域となる。

図1 日米安全保障協議委員会(平成18年5月)



出典:在日米軍の兵力態勢の再編(平成18年5月:防衛庁・外務省)インターネットより

(2)都市的土地利用が想定される跡地利用

これらの返還予定軍用地は、本島中南部に位置しており、その周辺では、既に市街地が形成されていることから、返還後の跡地利用については市街地を基本として跡地利用をすることが想定される。

表1 返還予定施設の概要

(日本) 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
(音野電 (8) 643ha)
(5) (2) (2) (4) (4) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
(5) (2) 643ha) (2) 7課慶覧 (8) 643ha) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)
(5) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (4) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
A
(4) (5(4)加・(10)2-7 79 (26) (26) (26) (26) (26) (26) (26) (26)
(高) (高) (高) ((2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (
(第1 長年13777-12) (2033
中央ンプ級工 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2
((12個) ((12個) ((115.331 対 (115.331 が (115.331 が
全 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)
1

(3)跡地整備、土地利用の開始時期は短期に集中

これらの区域の返還時期は、現段階では確定していないが、政府(防衛省)は平成 26年(2014年)までには普天間飛行場の代替施設の建設を完了させたいとの意向である。 返還はその後になることが想定されるとともに、同時期に多くの米軍基地が返還される可能性もあることから、跡地整備、土地利用の開始時期などは、短期間に集中するケースも考えられる。

(4)需要を上回る供給が想定される住宅地

過年度の住宅関連調査より、2015~2029 年までの中南部都市圏における住宅地の需要は349haと推計されているが、それに対して返還される基地跡地(最大で約1,500ha)を整備して供給される住宅地は最大で500haを上回る予測がされている。さらに、基地跡地を除く区画整理や埋め立て、民間開発を含めた住宅地の供給量も124~550haと予測されており、合計すると需要をかなり上回る供給が行われることが想定される。

一方、シミュレーションに基づく返還跡地各地区の保留地・換地の住宅地供給量は以下の通りとなる。

表 2 各地区の保留地・換地の住宅地供給量

地区名	キマ ン 江 地区	キマ ン 江南 地区	ン慶イ地ウプ地ウラュマキプ覧カ区ワラ区スザリ池ャ瑞ラムローザサプジガ区	ン 慶瀬 フ区 キプ覧 ゴ場	キプ 慶舎 ウグ地区 で地区	キプ 慶野 IMIX	普 天 間 飛 行 場	牧給 神 (スンザー)	那 覇 港 設	キプ覧 ~除分) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	合計
保留地 面 積 (ha)	0.7	1.3	2.0	4.0	0.4	4.3	28.8	11.7	0.4	38.3	92.0
換地地 積(ha)	12.7	26.9	6.6	5.0	1.8	18.0	139.2	86.7	7.2	185.0	488.9
計(ha)	13.4	28.2	8.5	9.0	2.2	22.3	168.0	98.3	7.6	223.3	580.9
供 給 開 始年度	2008	2020	2020	2016	2020	2020	2020	2020	2020	2020	
供給完 了年度	2012	2026	2026	2022	2026	2026	2026	2026	2026	2026	

これを那覇新都心地区をモデルとして事業認可からの年度ごとにその供給量の推移を確認すると、下記グラフに示すようになる。

住宅地供給量の推移 700 600 500 ◆ 保留地奶分面積 単年度合計 ha 保留地机分面精 全体累計 400 換地使用収益開始面積 単年度合計 換地使用収益開始面積 全体累計 300 * 換地+保留地面積 単年度計 → 換地+保留地面積 累計 200 100 1, 100 003 HB 本人。 20172013提舉 2003展機 年度

表3 住宅地供給量の推移

一部既返還跡地を除く各跡地が2015年に返還されるとした場合、各跡地でおよそ5年後の2020年から宅地供給が開始される。

前提条件で示したように、保留地の処分を先に進めた場合、そのピークは 2022 年度で約92ha となる。

その後、換地の供給も急速に進み、2023年度に保留地・換地を合わせた年間供給量が140haとピークを迎え、2026年度までに保留地+換地で約581haと最大供給量に達することとなる。

ケース区分ごとの状況の検証

2015~2029年、及び2020~2029年にかけての需要量に対して、「まちづくり」「地権者生活再建」「事業成立性」の視点に基づいて、以下のケース区分ごとの状況を検証する。

ケース 跡地規模(供給宅地量)に応じて按分(構想による。)

ケース 各基地所在市町村の宅地需要量に応じて按分

【設定条件】

- ・ 区画整理事業にあたり、まずは事業を成立させることが必要である。そのため、宅 地の処分はまずは保留地からおこない、その後換地の分が市場に供給されると想定 する。
- ・ 地権者の自己利用分(意向調査結果では概ね3割ぐらい)については換地利用されるはずであるが、保留地分も市場に供給されない状況(事業が成り立たない)の中で換地分が市街化していくことはありえないため、今回の検証では自己利用分を考慮していない。

・2015~2029年にかけての需要量に対する評価

【評価と考察】

需要量が非常に少ないため、需要量を高位推計で想定した場合に、保留地処分と換地の土地活用の一部が賄われる程度であり、地権者再建はどのケースでもおぼつかない。

表 4 2015~2029年にかけての需要量に対する評価

ケー	ス区分	ま?	ちづくり	総合評価	西		地権者	手建			事業成	拉性	
需要量	需要配分	普天間飛行場	ヤンプキンザー) 牧港補給地区(キ	キャンプ 瑞 慶	那覇港湾施設	普天間飛行場	ヤンプキンザー) 牧港補給地区 (キ	キャンプ 瑞 慶	那覇港湾施設	普天間飛行場	ヤンプキンザー)牧港補給地区(キ	キャンプ 瑞 慶	那覇港湾施設
ケース 1	高位 (需要量)	76.6	43.6	95.4	9.0	76.6	43.6	95.4	9.0	76.6	43.6	95.4	9.0
跡地規 模按分	中位 (需要量)	18.4	10.5	23.0	2.2	18.4	10.5	23.0	2.2	18.4	10.5	23.0	2.2
ケース 2	高位 (需要量)	47.2	65.8	111.6	0	47.2	65.8	111.6	0	47.2	65.8	111.6	0
市町需要按分	中位 (需要量)	11.4	15.9	26.9	0	11.4	15.9	26.9	0	11.4	15.9	26.9	0
事業フレ	保留地	28.8	11.7	38.3	0.4	28.8	11.7	38.3	0.4	28.8	11.7	38.3	0.4
ーショレ	換地	139.2	86.7	185.0	7.2	139.2	86.7	185.0	7.2	139.2	86.7	185.0	7.2
ュー ョン 結果	保留地+換地	168.0	98.3	223.3	7.6	168.0	98.3	223.3	7.6	168.0	98.3	223.3	7.6

(数値の単位:ha)

保留地・換地面積の引用先: p4「表2 各地区の保留地・換地の住宅地供給量」

評価イメージ

- ・まちづくり: = 地権者再建も事業成立性も成り立つ、 = 事業成立性のみ成り立つ、 = 地権者再建も事業成立性も全く成り立たない
- ・地権者再建: = 換地処分が成り立つ、 = 換地処分が多少は成り立つ、 = 換地 処分はまったく成り立たない
- ・事業成立性: =保留地処分が成り立つ、 =保留地処分は成り立たない

評価例) 普天間飛行場の場合、土地需要量が高位推計で 76.6ha あるので、保留地 28.8ha は処分可能であり事業成立性は青色となるが、地権者再建の視点では、139.2ha の換地は一部のみの処分に留まるため、黄色となる。

・2020~2029年にかけての需要量に対する評価

【評価と考察】

2020 年以降になると需要量がかなり減るため、需要量を高位で推計した場合に事業の成立が期待される跡地もあるが、まちづくりや地権者再建は困難な状況となる。

表 5 2020~2029年にかけての需要量に対する評価

ケー	ス区分	まさ	5づくり	総合評	価		地権者	再建			事業原	成立性	
需要量	需要配分	普天間飛行場	ヤンプキンザー) 牧港補給地区(キ	キャンプ 瑞 慶	那覇港湾施設	普天間飛行場	ヤンプキンザー) 牧港補給地区(キ	キャンプ 瑞 慶	那覇港湾施設	普天間飛行場	ヤンプキンザー) 牧港補給地区(キ	キャンプ 瑞 慶	那覇港湾施設
ケース 1	高位 (需要量)	50.5	28.8	63.0	5.9	50.5	28.8	63.0	5.9	50.5	28.8	63.0	5.9
跡地規 模按分	中位 (需要量)	12.1	6.8	15.0	1.4	12.1	6.8	15.0	1.4	12.1	6.8	15.0	1.4
ケース 2	高位 (需要量)	31.1	43.4	73.7	0	31.1	43.4	73.7	0	31.1	43.4	73.7	0
市町需要按分	中位 (需要量)	7.4	10.4	17.6	0	7.4	10.4	17.6	0	7.4	10.4	17.6	0
事 業 フ レ	保留地	28.8	11.7	38.3	0.4	28.8	11.7	38.3	0.4	28.8	11.7	38.3	0.4
- ムシミ	換地	139.2	86.7	185.0	7.2	139.2	86.7	185.0	7.2	139.2	86.7	185.0	7.2
ュ レ ー シ 結果	保 留 地 + 換地	168.0	98.3	223.3	7.6	168.0	98.3	223.3	7.6	168.0	98.3	223.3	7.6

(数値の単位:ha)

保留地・換地面積の引用先: p4「表2 各地区の保留地・換地の住宅地供給量」

評価イメージ

・まちづくり: = 地権者再建も事業成立性も成り立つ、 = 事業成立性のみ成り立つ、 = 地権者再建も事業成立性も全く成り立たない

・地権者再建: = 換地処分が成り立つ、 = 換地処分が多少は成り立つ、 = 換地 処分はまったく成り立たない

・事業成立性: =保留地処分が成り立つ、 =保留地処分は成り立たない

2. 主な課題

(1)まちづくりの視点からの課題

- ・ 跡地の返還量が膨大であることに対し、中南部都市圏の住宅地需要は極端に少ない状況 になることが想定される。これは住宅地の供給に比重を置いた跡地利用計画では、まち づくりが計画的に進まないことを意味する。
- ・ シミュレーション結果からは、たとえ、保留地が処分できたとしても住宅地としての土 地活用は一部の地権者しか成り立たないため、まちづくりとして成功するケースは住宅 地を主用途として考えた場合では期待できないことがわかる。
- ・ 特に 2020 年以降になると、跡地に配分される住宅地需要量がさらに減ってくるため、 更に計画的な市街化の進展が望めない状況となる。
- ・ また膨大な跡地の供給は、現在進行中(計画中)の土地区画整理事業等にも影響を与えることが推測される。

(2)事業成立性の視点からの課題

- ・ 2015 年からのシミュレーションから、牧港補給地区(キャンプキンザー)や那覇港湾施設では、住宅地を主とした土地利用でも事業が成立する可能性があるが、普天間飛行場やキャンプ瑞慶覧では事業が成立しない可能性が高い。2020 年以降になると、さらに事業成立性が厳しくなる。
- ・ これまでと同様の事業手法により住宅地を供給すれば、事業成立のためには、少なくと も保留地処分量と需要量が均衡するまで事業面積・費用の縮小検討が必要である。

(3)地権者再建の視点からの課題

- ・ 地権者の住宅地を中心とした土地活用がスムーズに行かないケースがかなり想定される。2020 年以降になると、さらに厳しい状況となる。これは、地権者にとっては跡地からの収益が期待できないことであり、住宅地利用では土地活用を前提とした生活プランは難しくなる。
- ・ 一般的な新市街地開発の場合、従前地が山林・農地といった収益性の低い土地である場合が多く、地権者は土地活用からの収益に対する期待は高くないと思われるが、跡地地権者にとっては、土地からの収益により生計の大きな部分を占めていると想定されるため、生活再建に大きな影響を及ぼす可能性が想定される。

(4)権利者間の不公平感への対応

- ・ 返還地の供給面積に比べて、需要面積が少なくなる可能性が高いが、需要がゼロではないため、跡地からの収益が確保できる地権者も想定できる。
- ・ 反面、収益性が限りなく低い(土地活用できない)地権者もいるため、権利者間の格差、 不公平感が高まる可能性があり、その対応が必要と考える。

(5)跡地間格差及び跡地間の競合

- ・ 同様に、各跡地間においても、事業の成立する跡地、地権者再建が多少は可能な跡地と ほとんど無理な跡地が発生するため、跡地利用の機会に差が生じることが想定される。 シミュレーションでは、牧港補給地区(キャンプキンザー)で辛うじて事業成立の見込 みがあるが、それ以外の跡地は事業化に無理がある。
- ・ 更に、同時期に供用開始したとしても、シミュレーション通りに需要配分がなされない場合、例えば立地ポテンシャルの高い那覇港湾施設や牧港補給地区(キャンプキンザー)に需要が集中し、普天間飛行場やキャンプ瑞慶覧の需要が吸収される状況も想定される。

(6)換地と保留地の競合

- ・ 事業成立のためには、まずは保留地により需要を賄うことが必要であるが、その場合、 地権者の生活再建が非常に難しくなる。
- ・ (2)と同様に、事業を成立させ、事業地区内の地権者の生活再建も達成するためには、換地+保留地量と需要量が均衡するまで事業面積・費用を縮小検討するとともに、事業エリアからはずした跡地の対応を検討する必要がある。
- ・ 事業エリアからはずした跡地の対応として生活再建等の問題であるが、これについては、 「跡地利用手法の検討」で整理する。

(7)従来型の土地区画整理事業以外の手法の必要性

- ・ 従来の新市街地を形成する土地区画整理事業は換地及び保留地を主に住宅地として供 給する事業であるが、住宅地需要が右肩下がりであるなど、事業後の住宅地の地価の上 昇が期待できない状況下では事業成立が困難となることが予測される。
- ・ このため住宅地以外の土地利用を目指すなど別途手法の検討を行うことで、商業地や業務地など住宅地以外への土地利用転換を進めることが必要となる。

(8)地権者間及び跡地間の競合による全体不利益の可能性

- ・ 上記のように、限定された住宅地需要に対し、跡地間相互及び権利者相互で格差が生じる可能性があり、限られた需要をめぐり、跡地間・権利者間の競合が生じるおそれがある。
- ・ 競合の結果、次のような全体不利益が生じる可能性がある。
 - ・地権者間の競合による地価の下落
 - ・換地(地権者)と保留地の競合による保留地の処分リスク(事業成立性リスク)
 - ・地権者間又は跡地間の競合による、無秩序・散在的な土地利用 跡地の魅力低下 による需要低下といった、更なる悪循環

3.計画的な跡地利用手法の検討

(1)論点のまとめ

需給ギャップが存在する場合の跡地利用手法に係る論点としては大きく3つに区分される。

跡地整備に係る論点 土地利用規制に関する論点 リスク負担や管理に関する論点

これらの論点については、以下にまとめる。

表 6 論点のまとめ

区分	論点	結論
整	-1 需要が当面見込めない規	需要に応じた整備区域の設定を原則
備	模まで整備するか	
手	-2 どのように整備・未整備の	県全体の土地利用構想の中で、集中または分散
法	区域を区分するか	のどちらにも対応できるように検討する。
土	-1 土地利用規制を行うか	何らかの土地利用規制は原則必要
地		
利	-2 土地利用規制をどのよう	規制された者に対する補償のあり方が課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
用	な方法で行うか	補償のあり方の一つとして、跡地管理主体()
規		による収益の再分配等も想定される。
制		
IJ	-1 管理主体をどの単位での	開発区域ごとが基本と考えられるが、 県(嘉手
ス	枠組みで考えるか	納より南)全体の枠組み検討も必要。
ク	- 2 跡地管理主体と権利者	跡地管理主体がリスクを負担するケースと権
負	とのリスク負担の関係をどのよ	利者全体でリスク負担するケースあり。
担	うに考えるか	
ゅ	- 3 跡地管理主体への参加	全員強制参加が望ましいが、強制参加手法がな
管	は全員強制か任意参加か	いため、両者の検討が必要。
理		

土地利用規制が権利者全体の利益につながるものとすれば、規制と合わせて土地利用収益を権利者全体で配分する仕組みが考えられる。これが公平、公正に行われるためには、跡地利用全体の枠の中で捉えることが重要であり、このために設置が想定されるのが跡地管理主体である。

(2)手法の整理

論点整理での選択肢をベースに想定される手法を整理すると次のようになる。

表7 手法の整理

	論点	による区分			
跡地管理主体 と権利者 (論点 -2)	跡地利用の 枠組み (論点 -1)	参加権利者 (論点 -3)	整備・未整備区分 (論点 -2)	適用可能性	ケース名
			それぞれの跡地で 区分する均等配分		A-1
	嘉手納より南	強制参加	特定の跡地を集中整備する偏在配分	自己利用、自己活用 等の最終ユーザーに ついては跡地間で移 動が必要だが、強制に はなじまない。	×
跡地管理主		任意参加	それぞれの跡地で 区分する均等配分		A-2
が 体 が 負合 場 合		止息 多加	特定の跡地を集中 整備する偏在配分		A-3
		強制参加	それぞれの跡地で 区分する均等配分		
	跡地ごと	אני איניי	特定の跡地を集中 整備する偏在配分	跡地ごとに管理主体を設置してリスクを負担することは、強	
		任意参加	それぞれの跡地で 区分する均等配分	制参加、任意参加のいずれにおいても対応 困難	×
			特定の跡地を集中 整備する偏在配分		
	嘉 手 納 より南	強制参加	それぞれの跡地で 区分する均等配分		B-1
			特定の跡地を集中 整備する偏在配分	自己利用、自己活用 等の最終ユーザーに ついては跡地間で移 動が必要だが、強制に はなじまない。	×
		任意参加	それぞれの跡地で 区分する均等配分		B-2
権利者がリ		正思多加	特定の跡地を集中 整備する偏在配分		B-3
スクを負担 する場合			それぞれの跡地で 区分する均等配分		C-1
	<u></u>	強制参加	特定の跡地を集中整備する偏在配分	特定の跡地を集中 整備する偏在配分の 場合は跡地ごとの枠 組みでは対応困難	×
	跡地ごと		それぞれの跡地で 区分する均等配分		C-2
		任意参加	特定の跡地を集中 整備する偏在配分	特定の跡地を集中 整備する偏在配分の 場合は跡地ごとの枠 組みでは対応困難	×

(3)計画的な跡地利用の時系列モデルの提示 上記で整理したケースの考え方について、時系列で図示(概略)する。 表8 計画的な跡地利用の時系列モデル

		A 管理 A-1 全域管理	管理主体ヘッジによる土地管理 A-2 部分管理 A-3	也管理 A-3 跡地集約管理	B 全県地権者がリ B-1 全域管理	バリスクを負う跡地管理主体による管理 B-2 部分管理 B-3 跡地集約官	主体による管理 B-3 跡地集約管理	C 跡地ごとに地権者がJ C-1 跡地別管理 C-2	旨がリスクを負う管理 C-2 跡地別部分管理	D 個別利用
7.85年	個別利用要望		個別利用	田子田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		個別利用	田田田田	城址 答 理 士 体 (A)	個別利用	田宮田田
37-10a1	土地活用未定等	全体を跡地管理主体	跡批答理丰休が管理		全体を跡地管理主体	跡地管理丰体が管理	다양산대	M3で 高 3±工 体(ハ)	跡地管理主体(A)	
いいます	土地活用未定等	が管理		跡地管理丰休が管理	が管理		跡地答理丰休が答理	弥地答理主体(B)	跡地管理主体(B)	個別利田
3.1010	個別利用要望		個別利用	F 2 B 2		個別利用	Myse Byth Prof. Byth		個別利用	נדעניף נעלובון
	[樂] %]	·跡地管理主体等が 全跡地を一旦管理する。(買収・借地等) ・個別利用要望者に は、その後利用権な どを付与	・個別利用要望者は 個別利用に委ねる その他の者の土地 を跡地管理主体が一 括管理	・個別利用要望者を あらかしめ、早期利用 跡地に集約 ・個別利用要望者以 外の土地を跡地管理 主体が管理	・全体的な跡地管理 主体を作り、当該主 体が全土地を一括管 理 ・個別利用要望者に は、その後利用権な どを付与	・個別利用要望者は 個別利用に委ねる ・その他の者は跡地 管理主体をつくり管理	(・個別跡地ごとに、地 権者による跡地管理 主体をつくり、管理 ・個別利用要望者に は、その後利用権な どを付与	・個別利用要望者は 個別利用に委ねる ・その他の者は跡地 ごとに、後地管理主 体をつくり管理	全て、個別利用に 委ねる
		全面買収等による 跡地管理主体が取得	個別利用者要望者 以外の者か5のバラ 買い	個別利用要望者以 外の者からのバラ買 い		個別利用要望以外 による跡地管理主体 の設立	個別利用要望以外 による跡地管理主体 の設立	個別跡地(全員) ご との跡地管理主体の 設立	跡地別(個別利用 を除く)跡地管理主体 の設立	
	【STEP1】 事前要望把握と 権利調整				最 報 柳	据	运 异 卿	1		
					基 田牧	世出生	田 本			
				土地利用要望に応じ た跡地間の権利集約			土地利用要望に応じ た跡地間の権利集約			
	[STEP2] 跡地間の権利調整					\				
九	31. VIII. VI									
		需要に応じて、必要 な区域を整備	需要に応じて必要なる域を整備。整備 な区域を整備。整備 区域に個別利用者の 換地	跡地間での需要に 応じた整備 跡地管理主体の管理は、後発跡地へ	需要に応じて、必要 な区域を整備	需要に応じて必要 な区域を整備。整備 区域に個別利用者の 換地	跡地間での需要に 応じた整備 跡地管理主体は、 後発跡地へ	需要に応じて、個別 に整備	需要に応じて必要な区域を整備。整備な区域を整備。整備 区域に個別利用者の 換地	原則として全域整 備
	[STEP3] 整備(及び権利調整)				全型	極当御	医 吳 卿			
					計	世 世 歩	型 型 川 大			
		個別利用要望に応じて、利用区域を設定			個別利用要望に応じて、利用区域を設定 定 (利用区域を設定)			個別利用要望に応じて、利用区域を設定		
	[STEP4] 整備後の権利調整				虚 吳 伽 開	\				
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

4.跡地利用の問題点と検討の視点

嘉手納より南の返還地の跡地利用(最大で約1,500ha)

土地利用の実現性

土地利用の競合、重複など、中 南部全体・全県的に土地利用の混 乱と、返還地間の不均衡が懸念さ れる。

過剰な宅地供給に伴う未利用地の 発生と価値の損失が予想される。

宅地の需給調整のため、「リザ

基地跡地の整備 事業

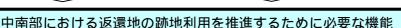
大規模な区域で の跡地整備事業を 区画整理的な事業 で基盤整備する場 合の十分な施行能 力(ノウハウ、マン パワー、資金等)を 持った主体の検討 が必要。

地権者の生活再

軍用地料収入に 替えて、土地の運用 益等に期待してい る地権者もおり、土 地需要が多くは望 めない中での生活 再建の検討が必要。

-ブ用地」 の設定が必要

- ・中南部全体や全県的な土地 利用調整は誰が行うのか?
- ・需要の見込めない宅地の 開発抑制は調整可能か?
- ・不足する需要を補うため の企業誘致等を誰が行う のか?
- 跡地整備事業の施行 主体として適切な組 織の形態と体制はど のようにあることが 望ましいか?
- ・跡地全体の事業にお ける進捗、資金等の調 整は誰が行うのか?
- 地権者間の土地運用 による公平な収益は 確保できるか?
- ・ 給付金停止後の地権 者の生活は確保でき るか?



跡地間の土地利用計画等広域的見地での計画調整

基盤整備の実施

跡地における不動産の管理・運営による収益確保と利益分配

6 地区(最大で約 1,500ha)の返還を前提とした跡地利用では、 「新たな推進体制」の構築が必要

リザーブ用地は最終項「参考」を参照

5.跡地の計画的な利用の枠組み

(1)推進体制の権能

推進体制として、(仮)基地跡地整備推進主体(以下「整備推進主体」という。)の組織構築を想定し、以下の権能を持った組織体制について検討する。

【全体コーディネート】

・全県的な視点からの構想策定(上位機関としての権能)

【基盤整備】

・基盤整備:土地区画整理事業等により跡地の都市基盤の整備を行う。

・建物整備:通常、都市機能を実現するために建物整備を行うが、今回のケースでは、 需要のない返還跡地の地権者に対して、需要のある土地・建物等からの 収益を還元するための賃貸建物等の整備をイメージしている。

【不動産管理・運営】

・不動産買収: 事業目的に応じた先買いを行う。今回のケースでは公共用地充当分の先行取得のほか、需要の見込まれない返還跡地の地権者の要望(買い取り 請求)に応じた買い取りが発生する可能性も想定する。

・不動産売却:不要となった土地や民間の需要に応じた土地の売却を行う

・不動産賃貸: 土地・建物の賃貸事業である。今回のケースでは、需要の見込まれない 返還跡地の地権者に対して収益を還元するため、需要のあるエリアで土 地の借地、建物賃貸事業を行う。

・不動産管理:土地・建物の資産運営を行う。今回のケースでは、複数の地権者の土地・ 建物を一括管理し、収益と配当の管理をおこなう。収益元は当然需要が 見込まれる返還跡地であるが、配当先には需要のない返還跡地の地権者 が含まれる。

- ・資金調達:土地買収、建物建設等事業資金確保のため、債券の発行、ファンドを行う。 今回は、事業費用、公共用地の先行取得費用のほか、需要のない返還跡 地の買い取り請求に応じた買収費用を工面するための資金調達も想定 する。
- 企業誘致の調整·折衝: 跡地間での誘致企業の配置等都市機能の適正配置
- ・**跡地を越えた土地活用(不動産管理)コントロール**:数跡地をまとめた資産運営を行う。 今回のケースでは、上記の不動産管理等を跡地間を越えて実施する。

(2)整備推進主体の機能イメージの整理

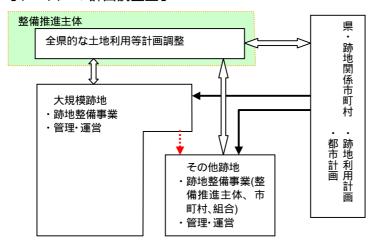
整備推進主体の機能イメージについては権能の範囲によって、以下の5ケースを設定。

表8 整備推進主体の機能イメージについての5ケース

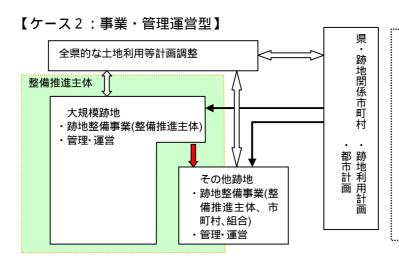
ケース	イメージ	全体 コーディネート	基盤整備	不動産 管理・運営
ケース 1	全県的な視点での、跡地間の計画調整機能のみ		•	-
ケース 2	跡地整備事業の施行主体が不動産 の管理運営を併せて実施。	-		
ケース3	全体の計画調整と不動産の管理運営を行う。跡地整備事業は個別の地区ごとに適切な実施主体が対応。		1	
ケース4	計画調整から跡地整備事業、不動産の管理・運営までの全てを執り行う。			
ケース5	全体の計画調整と跡地整備事業を 行う。不動産の管理運営は、ノウハ ウを活かして民間が実施。			-

図2 ケースごとの整備推進主体の権能のイメージ

【ケース1:計画調整型】

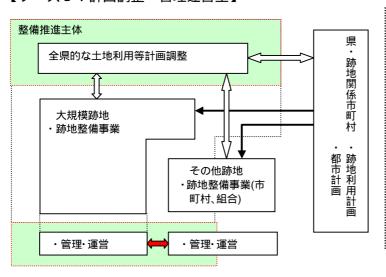


・整備推進主体は、全体の 計画調整に係る機能に 徹する(大阪ベイエリア の例)



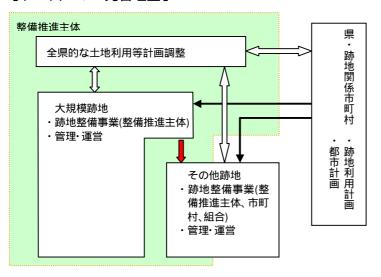
- · 整備推進主体は事業執 行主体に特化
- ・ 新たな組織とする場合、 事業における初動期資 金(先買い、基盤の先行 整備)の確保が必要

【ケース3:計画調整・管理運営型】



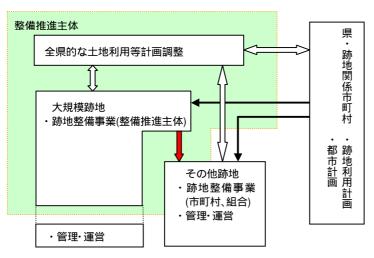
- ・ 土地利用等計画調整及び不動産の管理・運営を整備推進主体が分担
- ・ リスク部分を整備推進 主体が分担することと なり、ヘッジの方策が必 要

【ケース4:一元管理型】



- ・ 土地利用等計画調整、基盤整備事業及び不動産の管理・運営の全てを整備推進主体が分担
- ・新たな組織とする場合 には、初動期資金(先買 い、基盤の先行整備な ど)が必要

【ケース5:計画調整・基盤整備型】



- ・ 土地利用等計画調整、基 盤整備事業を整備推進 主体が分担
- ・新たな組織とする場合 には、初動期資金(先買 い、基盤の先行整備な ど)が必要

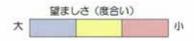
ケース 2、ケース 4 およびケース 5 における整備推進主体の事業対象は、基本的に大規模跡地(300ha以上)について実施するものとし、その他跡地については要請に基づき施行主体となるものとする。

(3)整備推進主体のあるべき姿

5 ケースについて比較し、どの役割分担を担うのが整備推進主体の望ましい姿であるか 整理する。

表 9 整備推進主体のあるべき姿の検討

	項目	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
役割	全体コーディーネート	0	×	0	0	0
分担	基盤 整備	×	0	×	0	0
	不動産	×	0	0	0	×
跡利推にたて求らる能(題へ対地用進当っ、めれ権 課)の応	全県的 視点から の跡地利 用	されを目的とした組織である。	例えば整備もしくは未整備の選択に管理すると、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 がらのである。 がらのである。 がらのである。 がらのである。 がらのである。 があるに、 がらのである。 があるに、 がらのである。 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 が、 がる。 がる。 が、 が、 がる。 が。 が。 が。 が。 が、 が。 が。 が、 が。 が。 が。 が。 が。 が。 が。 が。 が。 が。	全県的な視点からの 跡地利用計画、及びそれ と一体的な不動産管理 を行う組織であり、目的 に合致する。	ケース3と同じ	これを目的とし た組織である。
	基盤整備 への対応	国家プロジェクト的 な位置づけの整備に対 する担保性を担えない。	現行の組織をベースに考え る場合、もっとも目的に合致 する。	国家プロジェクト的 な位置づけの整備に対 する担保性を担えない。	ケース2と同じ	ケース2と同じ
	リザーブ用地問題への対応	殿重要課題のひとつ であるリザーブ用地問題に対し、上位機関と しては関わるが、現場 担当としての権能が物 足りない	不動産運用と基盤整備を一体的に行うため、リザーブ用 地間題に対し、ケース3に比べて柔軟に対応できる可能性 がある。	整備推進主体の目的 のひとつであるが、リザ ープ用地問題を基盤整 備と関連付けて対処で きない点は、ケース2よ りも柔軟性にかける。	ケース2と同じ	リザーブ用地問題に公共は直接関わらないが、民間にようの防止、民間によって連載な事場で重要展開が期待できる。
	資金調達	跡地全体の企画・立 案・調整に必要な費用 が必要となる。 県、関係する市町村、 あるいは独立行政法人 で予算をつけることに より可能と考える。	基盤整備については既存整備主体をベースにした資金調達だが、特にリザーブ用地等不動産の取得・管理・連用等に係を登備とる企業の主での重要課題となる。他に跡地全体の不動産管理部門の人員、専門性確保に要する費用がかかる。	ケース2と同様、リザーブ用地への対応は不 採費になる可能性が高く、更に採算の取れる権 能を備えないことから、 資金調達は重要課題と なる。	ケース2と同じ。さらにケース 1の費用も要する。	基盤整備については既存整備主体をベースにした資金調達となる。
		結局は、どの権能を優	先させるかにより、選択が変わ 〇	ってくる。	0	0
		跡地間調整に徹する ならいが、面を見いが、面を担保である。 が、面を担保でも物足の が、面をなるため物足の が、動を担保を が、動き型主体等の が、動物では が必要である。 また、が担うことも考えられる。	既存の事業主体をベースとした組織化を想定したもので、広域調整事項であるといえる跡地全体の利用調整は、機能分担を明確化できるであれば、のケースは望る。 ただし、資金調達が最大の課題といえる。	企画から利用面まで 全県的な調整は可能と なるが、基盤整備を他団 体へ任せること、資金調 達が難しいこと等を考	全機がでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	けっている。 はいでは、 はいがいます。 はいがいます。 はいがいます。 はいは、 はいはは、 はいははは、 はいははは、 はいはははははははははは



(4)現在ある組織・団体と、整備推進主体に求められる機能の関係

現在ある整備・運営主体で、整備推進主体に求められる権能を担うことが可能かどうかについて整理する。

表 10 現在ある組織・団体と、整備推進主体に求められる権能の関係

	1.全体コ ーディネ ート	2 基礎備		3不動産管理運営					
		基盤整備	建物整備	不動産	不動産 売助	不動産 賃貸借	不動産 管理	資金調達 (投資ファ ンド)	企業療処の 調整 折衝
公共团体 (県市町村)			×				×	(地方債 等 1)	
土地開始社	×		×			×	×	×	×
県市等共同体 (公的セクター) 2								×	
区画整理組合・公益法人	×		×	×	(保留 地ご的 施Sを整 備してセ ット)	(事列あ リ))	×	×	(換地 卸 に対する事 例あり)
区画整理会社	×							×	
独立证法人	×						×	(財投機 関責)	
株式会社 3	×								
権利者による 土地管理法人	×	×	×	×	×			×	

1:地方債の発行目的には、出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付を目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む)も含まれる。

2:公的セクターとしては、沖縄県と関係市町による広域連合を想定している。

3:区画整理会社の基盤整備施行中は、主たる目的が区画整理事業であるため、それ以外の業務は限定される。また一般の会社が区画整理を施行するためには、上記のように主たる目的を区画整理とする必要があり、他の業務は制限される。

:できる :可能だが条件あり x:できない

(5)整備推進主体の法人形態

整備推進主体として想定される法人の形態は、以下のとおりである。

独立行政法人

独立行政法人は立法措置を必要とすることに加え、特殊法人改革が進められている現状で新たな独立行政法人の設立は容易ではない。

さらに土地区画整理事業については現行の法制度下では施行主体になれないため、法 改正が必要となる。

第3セクター

資金融通の利く株式会社を基本として、公的関与の可能な第3セクターが組織形態としては望ましいものの1つと考えられる。ただし、基盤整備としての土地区画整理事業では同時複数施行は出来ないため、その部分の制度改正などが必要となる。

公共団体等

広域的に市町村をまたがってコントロールすることから、地方自治法第 284 条に基づき県及び関係市町村で一部事務組合または広域連合を設けて、実行することも考えられる。

(6)整備推進主体・国・県・市及び民間の役割分担

整備推進主体に求められる役割に対し、国、県、市及び民間のスタンス、役割分担について整理する。

表 11 整備推進主体・国・県・市及び民間の役割分担

	全体コーディネート	基盤整備	不動産管理・運営
国	・制度面、資金面からの 支援を行う。	・国は直接的に施行できないため、制度面、資金面からの支援を行う。	・制度面、資金面からの 支援を行う。
県	・沖縄振興計画における 施策を背景として、県 土全体の振興を図る視 点から、基地以外の地 域も含めた調整、また 各基地間の調整を図 る。	・大規模跡地のような施行リスクの伴う地区については、県が主体となって事業を実施する場合が想定される。	・制度面、資金面からの 支援を行う。
市町村	・地域の跡地に関する情報管理及び整備推進主体への情報提供を図る。	・地権者対応や先行取得 など事業の円滑な運営 のための取り組みを行 う。 ・自ら施行主体となることも想定される。	・自ら不動産管理を行う ケースもある。
民間		・保留地や土地活用のための部分的な基盤整備が想定される。	・民間の土地活用や事業 展開に関する専門性を 生かし、土地管理会社 や企業誘致等を担うこ とが想定される。

(7)整備推進主体の設立に向けての課題等

新たな組織の設立の場合

- a) 設立について
 - ア) 公的な組織としての設立の手続き等が必要

事業の遂行にあたっては、公共との綿密な調整が必要となるなど、公的な位置づけも必要なため、公共団体が関与するような設立が必要である。

- 1) 設立にあたって必要となる対応、留意点
 -) 第3セクターの場合
 - ・第3セクターのように本体は株式会社等の一般法人として設立するとしても、 公共団体の関与が必要
 - ・昨今の第3セクターを取り巻く状況から、各公共団体の議会対応が重要
 -) 独立行政法人の場合
 - ・独立行政法人の設立には、そのための法制定が必要
 - ・特殊法人改革が進められている昨今では、こうした法人の新規設立には留意が 必要
 -) 地方公共団体等の場合
 - ・一部事務組合及び広域連合の場合は、総務大臣の許可が必要(市町村のみで設立する場合は県知事の許可が必要)

b) 各種機能について

- ア) 全体コーディネートについて
 - ・そのような権能を付与して組織化すれば特に問題なし
- イ) 不動産管理・運営について
 - ・そのような権能を付与して組織化すれば特に問題なし
- か 基盤整備について
 -) 公的機関以外での施行の場合

土地区画整理法では、公共団体や都市機構などの公的機関以外が区画整理を施行する場合は、1地区1主体となっている(明示はしていないが認可に際しての地権者の同意要件等からそうならざるを得ない)。

そのため、公的機関以外で新たに整備推進主体として設立する場合に区画整理を施行可能となる組織は組合若しくは株式会社(区画整理会社)であるが、そのどちらも1地区に1つずつの組織化が必要となり、複数の地区を同時に基盤整備することは不可能となる。

また区画整理施行中はそれ以外の権能が極端に制限されるため、想定しているような活動を行うことも困難となる。

) 一部事務組合、広域連合での施行の場合

一部事務組合または広域連合の場合は、区画整理法上の施行主体に位置づけられていないが、地方自治法第 292 条により都道府県又は市町村の規定を準用することで施行可能となる。

資金調達について

整備推進主体の活動資金は機能ごとに採算を確保することで、基盤整備の場合は地権 者負担を基本に、公的な側面を有することから各公共団体の支援、国・県による支援 も想定する。

その項目としては以下のものが挙げられる。

- ア) 設立時の国、県、関連市町村の支援
- イ) 基盤整備事業の保留地処分金
- り) 有効活用の運用益からの経費(ただし、設立から使用収益開始までのつなぎ資金が別途必要)

ただし、初動期の資金確保については、公的な支援を必要とするため、以下のような対応が考えられる。

- ・基金を前提とし、沖縄振興開発金融公庫等政策金融の活用(ただし利用目的が事業 用に限定されるため、不動産管理・運営に必要となる不動産の買収資金は別途調達 が必要)
- ・プロジェクトごとに運営資金を調達 財投、民間借入、政府保証債権の導入、無利子貸付の新設、直接又は間接補 助の実施
- ・保留地等公有地の処分金の地区間融通の実施(経営の自主性を付与)
- ・建物の運用や土地活用プロジェクトを中心にファンドを組成して資金調達

運営について

整備推進主体の事業運営にあたっては、機能ごとに以下のような点に留意が必要となる。

- ア) 基盤整備については保留地分を優先して事業の安定を図る
- イ 採算性の高い事業からの資金による運営

有効活用事業で得た収益をリザーブ用地の地権者にも配当する。なお、リザーブ 用地でも暫定利用により収益をあげることが考えられる。

ex.リザーブ用地の暫定利用案:公園、キャンプ場、農地、サイクリングロード、 サーキット

り) 収益向上策の検討

基盤整備事業では、基本的に事業費に充てるために保留地設定を行うが、その後の収益事業の資金確保を目的として中心市街地の活性化に関する法律(以下、「中活法」という。)上の保留地イメージによる公的用地等、別途特定の目的の保留地を設定して処分することも考えられる。

この場合、中活法の例によると全員同意が要件となるが、整備推進主体の関与を 想定している大規模な地区では困難であるため、緩和された要件での制度化が求 められる

また、上記と同様の機能を付与する場合、会社組織であれば必ずしも全員同意の必要性はなくなる。

I) 権利者対応等について

整備推進主体が各業務を行う場合、地権者との協力関係の下に実施することが重要となる。

) 地元の負担等について

地権者負担の直接的な負担としては、基盤整備における減歩負担が考えられるが、その後の地代収益とのバランスから必要に応じて事業費の一部を権利者が 負担することも考えられる。

) 権利者への対応内容等

整備推進主体が返還後の基盤整備を実施する場合、権利者にとって整備後の土地の利用形態としては以下のようなメニューが選択可能となるため、なるべく早期にメニューを提示すると共に、意向確認・同意書取得等を実施する。

提示メニュー例:自己利用、買収、コントロール下での配当(地代取得)

この場合の課題は、買取希望者が多い場合の対応と買収資金の手当であるが、 買収資金も整備推進主体の業務範囲とすると負担が大きいため、組織の立ち上 げ時に地元自治体、県、国との調整で資金の準備を行うことが必要となる。

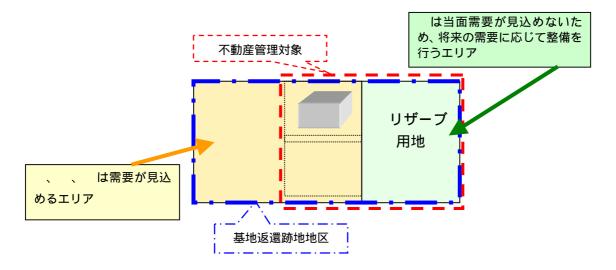
カ その他の対応について

基盤整備実施時に特に必要な対応としては以下のものが挙げられる。

- ・意向調査、申し出換地の実施 この場合、自己利用希望者の土地は整備部分へ換地、それ以外は原位置換地 を基本とすることが望ましい。
- ・保留地を優先的に需要のある区域へ設定し、早期処分を目指す

「参考」 リザーブ用地について

下図は、軍用地の返還後の需給イメージを示しているが、リザーブ用地は、緑色の「需要が見込めないエリア」をさす。



<図の説明>

- ・青色の 1 点破線が返還される跡地
- ・この地区には、需要の見込まれる エリア(黄色)と需要の見込めない エリア (緑)がうまれる。
- ・今回の不動産管理対象:需要の見込まない エリアと収益を生むためのエリア

、 エリアからの収益を 、 、 エリア地権者に配当するイメージ 跡地全体を管理対象することも考えられるが、 エリアのみの管理はありえない。

地権者への土地活用金は配当か定期借地かは、別の検討事項。

・ 、 の事業イメージ:不動産賃貸借事業

: 建物テナント料が収益

: 土地の借地料が収益